

事務総局会議資料 第1
(2月6日開催)

(平成30.2.6総務局)

平成30年度における協議会等開催計画について

【配布資料】

平成30会計年度における協議会等開催計画

平成30会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議事項 | 協議員等 | 所管局課 | 総人員 |
|----|---------------------|--------------------|----|---|--|------------|-----|
| 1 | 長官、所長会同 | 6月20日、21日 | 2日 | 当面の司法行政上の諸問題 | 高裁長官、地・家裁所長 | 総務局 | 80人 |
| 2 | 長官事務打合せ | 11月19日、20日 | 2日 | 司法行政上の諸問題 | 高裁長官 | 総務局 | 8人 |
| 3 | 長官事務打合せ | 3月14日 | 1日 | 司法行政上の諸問題 | 高裁長官 | 総務局 | 8人 |
| 4 | 高裁事務局長事務打合せ | 9月28日、3月7日 (2回) | 1日 | 司法行政上の諸問題 | 高裁事務局長 | 総務局 | 8人 |
| 5 | 高裁総務課長等事務打合せ | 11月15日 | 1日 | 総務事務全般の連絡協議 | 高裁の総務課長及び文書企画官 | 総務局 | 16人 |
| 6 | 高裁首席書記官事務打合せ | 11月8日 | 1日 | 書記官事務全般の連絡協議 | 高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官 | 総務局 | 16人 |
| 7 | 人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 5月 | 2日 | 人事行政等事務全般の連絡協議 | 高裁事務局次長 | 人事局 | 8人 |
| 8 | 人事事務打合せ(高裁人事課長) | 10月 | 2日 | 人事行政事務全般の連絡協議 | 高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人 | 人事局 | 16人 |
| 9 | 人事事務打合せ(高裁人事課長) | 2月 | 2日 | 人事行政事務全般の連絡協議 | 高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人 | 人事局 | 16人 |
| 10 | 経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 9月12日、13日 | 2日 | 経理行政等事務全般の連絡協議 | 高裁事務局次長 | 経理局 | 8人 |
| 11 | 経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 1月23日、24日 | 2日 | 経理行政等事務全般の連絡協議 | 高裁事務局次長 | 経理局 | 8人 |
| 12 | 経理事務打合せ(高裁会計課長) | 10月10日、11日 | 2日 | 経理行政事務全般の連絡協議 | 高裁会計課長及び同課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人 | 経理局 | 16人 |
| 13 | 経理事務打合せ(高裁会計課長) | 2月13日、14日 | 2日 | 経理行政事務全般の連絡協議 | 高裁会計課長及び同課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人 | 経理局 | 16人 |
| 14 | 調停委員協議会及び調停委員表彰式 | 10月18日 | 1日 | 1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰 | 民事調停委員、家事調停委員 | 民事局 家庭局 | 58人 |
| 15 | 民事事件担当裁判官事務打合せ | 11月16日 | 1日 | 1 施行20年を迎えた民事訴訟法の趣旨を改めて確認し、合議事件及び単独事件の審理充実を図る上で庁として取り組むべき課題 2 民事裁判のIT化等の変化に対応し、新たな時代の民事訴訟を構築する上で庁として取り組むべき課題 | 1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官1人ずつ 2 東京及び大阪の各高等裁判所の陪席裁判官1人ずつ(オブザーバー) | 民事局 | 28人 |
| 16 | 首席家庭裁判所調査官事務打合せ | 5月18日 | 1日 | 高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調査事務に関し考慮すべき事項 | 高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官 | 家庭局 | 8人 |

配布資料

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議事項 | 協議員等 | 所管局課 | 総人員 |
|----|-------------|-------|------|-------------------|--|------|-----|
| 17 | 後見関係事件事務打合せ | 5月31日 | 0.5日 | 後見関係事件の運用に関する連絡協議 | 1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事的首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名 | 家庭局 | 40人 |

平成30会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議事項 | 協議員等 | 開催地 | 所管局課 | 総人員 |
|----|------------------|--------------------|-------|-------------------------------------|--|--------------------------|------------|--------|
| 1 | 総務課長等協議会 | 12月～翌年1月 | 1日 | 総務事務全般に関する諸問題 | 1 高地家裁総務課長 2 高地裁判文書企画官、高地家裁課長補佐、専門官のうち高裁が相当と認めるもの | 各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催) | 総務局 | 約118人 |
| 2 | 首席書記官等協議会 | 1月～2月 | 1日 | 書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等 | 高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定) | 各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催) | 総務局 | 未定 |
| 3 | 人事関係事務協議会 | 6月～7月 | 1日 | 人事事務の処理に関し考慮すべき事項 | 高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長 | 各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催) | 人事局 | 116人 |
| 4 | 人事管理協議会 | 9月～10月 | 1日 | 人事管理上の諸問題 | 高裁の事務局次長及び人事課長、地・家裁の事務局次長 | 各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催) | 人事局 | 約130人 |
| 5 | 人事担当課長等協議会 | 10月～12月 | 1日 | 人事事務全般に関する諸問題 | 1 各高等裁判所の人事課長及び人事課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長 | 各高裁 | 人事局 | 116人 |
| 6 | 経理関係事務協議会 | 6月～7月 | 0.5日 | 経理事務の処理に関し考慮すべき事項 | 高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長 | 各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催) | 経理局 | 110人 |
| 7 | 会計課長協議会 | 1月～2月 | 1日 | 予算の適正執行及び効率的執行に関し、考慮すべき事項 | 高裁の会計課長及び地家裁の会計課長 | 各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催) | 経理局 | 61人 |
| 8 | 簡易裁判所民事実務研究会 | 各地裁で決定(6月～翌年3月) | 1日～2日 | 簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項 | 簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 9 | 新任民事調停委員研修会 | 各地裁で決定(原則として4月～7月) | 2日 | 民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得 | 新任民事調停委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 10 | 新任民事調停委員ケース研究会 | 各地裁で決定(6月～翌年3月) | 1日 | 民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得 | 新任民事調停委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 11 | 民事調停委員研究会 | 各地裁で決定(6月～翌年3月) | 1日～2日 | 民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得 | 2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 12 | 民事調停委員ケース研究会 | 各地裁で決定(6月～翌年3月) | 1日～2日 | 民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得 | 民事調停委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 13 | 調停運営協議会及び調停委員表彰式 | 各高裁で決定(9月～11月) | 1日 | 1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰 | 各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員 | 各高裁 | 民事局 家庭局 | 各高裁で決定 |

配付資料

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議事項 | 協議員等 | 開催地 | 所管局 課 | 総人員 |
|----|--------------------|-----------------------|-----------|---|--|----------------------|----------|---------------|
| 14 | 鑑定委員協議会 | 開催する地裁で決定 (6月～12月) | 1日 | 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項 | 東京及び大阪各地裁の鑑定委員 | 開催する地裁で決定 | 民事局 | 開催する 地裁で決定 |
| 15 | 新任司法委員研修会 | 各地裁で決定 (1月～3月) | 0.5日 | 司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得 | 新任司法委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で 決定 |
| 16 | 司法委員研究会 | 各地裁で決定 (6月～翌年3月) | 1日～ 2日 | 司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得 | 司法委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で 決定 |
| 17 | 管財人等協議会 | 各地裁で決定 (9月～翌年3月) | 1日 | 倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項 | 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で 決定 |
| 18 | 民事執行事件担当者等協議会 | 10月～11月 | 0.5日 | 改正民事執行法の運用上の問題点等について | 1 各地裁の執行担当の裁判官各1人 2 各高裁の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人 3 各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人 4 各地裁の総括執行官各1人 | 各高裁(合同開催) 4庁で実施予定 | 民事局 | 158人 |
| 19 | 簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会 | 翌年1月～2月 | 1日 | 1 簡易裁判所の本来的役割を踏まえつつ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るために庁として取り組むべき事項 2 民事調停の更なる運営改善を図り、その適切な利用を促す上で調停主任が果たすべき役割及び庁として取り組むべき事項 | 1 各地方裁判所本庁併置簡裁の民事事件を担当する裁判官1人(東京及び大阪の各簡裁は、訴訟事件担当裁判官及び民事調停事件担当裁判官1人ずつ) 2 上記簡裁を管轄する地裁の民事事件を担当する裁判官1人 3 上記簡裁を管轄する地裁(東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。)の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人並びに東京簡裁民事首席書記官及び大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡裁首席書記官1人 | (合同開催)4高裁で開催(開催地は未定) | 民事局 | 152人 |
| 20 | 刑事事件担当裁判官協議会 | 1月～2月 | 1日 | 1 裁判員制度の運用に関し考慮すべき事項 2 刑事訴訟法の運用について | 高・地裁の裁判官 | (合同開催)4高裁で開催(開催地は未定) | 刑事局 | 68人 |
| 21 | 刑事鑑定研究会 | 各地裁で決定 (6月～翌年3月) | 0.5日 | 刑事事件の鑑定を巡る諸問題 | 学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官 | 各地裁 | 刑事局 | 各地裁で 決定 |
| 22 | 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会 | 各地裁で決定 (9月～翌年3月) | 0.5日 | 医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項 | 精神保健判定医及び精神保健参事員候補者並びに地裁の裁判官 | 各地裁 | 刑事局 | 各地裁で 決定 |

配付資料

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議事項 | 協議員等 | 開催地 | 所管局 課 | 総人員 |
|----|-----------------------------------|----------------------|-------|---|--|---|------------|--------|
| 23 | 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会 | 各高裁で決定（6月～翌年3月） | 0. 5日 | 犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等 | 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定） | 各高裁 | 刑事局 家庭局 | 各高裁で決定 |
| 24 | 法廷通訳基礎研修 | 各地裁で決定（4月～翌年3月） | 1日 | 法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得 | 通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官 | 各地裁 | 刑事局 | 各地裁で決定 |
| 25 | 法廷通訳セミナー | 各高裁で決定（6月～翌年3月） | 2日 | 中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得 | 通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官 | 各高裁所在地にある地裁（東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁） | 刑事局 | 各高裁で決定 |
| 26 | 法廷通訳フォローアップセミナー | 東京、大阪各高裁で決定（6月～翌年3月） | 2日 | 上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得 | 通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官 | 東京、大阪各地裁 | 刑事局 | 各高裁で決定 |
| 27 | 保護観察に関する連絡協議会 | 各地裁で決定（12月～翌年3月） | 0. 5日 | 1 保護観察の実情について 2 その他 | 地裁の裁判官（支部を含む）及び保護観察所の職員 | 各地裁 | 刑事局 | 各地裁で決定 |
| 28 | 簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会 | 10月～12月 | 1日 | 1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他 | 刑事事件担当の簡易裁判所判事、開催地所在地の地裁判事 | （合同開催）4高裁で開催（開催地は未定） | 刑事局 | 108人 |
| 29 | 検察審査会事務局長研究会 | 6月～10月 | 0. 5日 | 検察審査会事務局長事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討 | 地裁本庁所在地の検察審査会（複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会の検察審査会）の事務局長 新任労働審判員 | （一部合同開催）4～5高裁で開催（開催地は未定） | 刑事局 | 50人 |
| 30 | 労働審判員研修会 | 各地裁で決定（4月～6月） | 1日 | 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得 | 労働審判員 | 各地裁 | 行政局 | 各地裁で決定 |
| 31 | 労働審判員研究会 | 各地裁で決定（原則として9月～12月） | 1日 | 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得 | 労働審判員 | 各地裁 | 行政局 | 各地裁で決定 |
| 32 | 知的財産権訴訟研究会 | 10月～11月 | 0. 5日 | 知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題 | 知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 （注）主催は知財高裁 | 東京高裁（知財高裁） | 行政局 | 22人 |

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議事項 | 協議員等 | 開催地 | 所管局 隊 | 総人員 |
|----|----------------------|--------------------|-------|---|---|---|----------|-------------|
| 33 | 知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会 | 11月～12月 | 0.5日 | 知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方 | 1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） （注）主催は知財高裁 | 東京高裁 （知財高裁） | 行政局 | 知財高裁 で決定 |
| 34 | 新任家事調停委員研修会 | 各家裁で決定（原則として4月～7月） | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得 | 新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で 決定 |
| 35 | 家事調停委員研究会 | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得 | 家事調停委員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で 決定 |
| 36 | 家事調停委員ケース研究会 | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得 | 家事調停委員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で 決定 |
| 37 | 家庭裁判所家事実務研究会 | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事事件の処理に関し考慮すべき事項 | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で 決定 |
| 38 | 家事関係機関との連絡協議会 | 各家裁で決定（4月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項 | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定 | 各家裁で決定 | 家庭局 | 各家裁で 決定 |
| 39 | 少年関係機関との連絡協議会 | 各家裁で決定（4月～翌年3月） | 1日～2日 | 少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項 | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定 | 各家裁で決定 | 家庭局 | 各家裁で 決定 |
| 40 | 新任参与員研修会 | 各家裁で決定（1月～3月） | 1日～2日 | 家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得 | 新任参与員又はこれに準ずる参与員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で 決定 |
| 41 | 参与員研究会 | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得 | 参与員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で 決定 |
| 42 | 首席家庭裁判所調査官協議会 | 1月～2月 | 1日 | 1 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項 | 首席家庭裁判所調査官 | （合同開催）※予定 東京（東京、札幌） 大阪（大阪、広島） 名古屋（名古屋、仙台） 福岡（福岡、高松） | 家庭局 | 50人 |

配付資料

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議事項 | 協議員等 | 開催地 | 所管局 課 | 総人員 |
|----|-------------------|-------------------|----|--------------|------------------------------------|--|----------|------------|
| 43 | 家事事件担当裁判官等 協議会 | 各高裁で決定 (1月～2月) | 1日 | 家事事件の運用上の諸問題 | 高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官 | 各高裁 (一部合同開催) 東京 大阪 名古屋 広島(広島、高松) 福岡 仙台(仙台、札幌) | 家庭局 | 各高裁で 決定 |